

## 武雄市移住定住に係る戦略的広報宣伝業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1. 趣旨

本要領は、武雄市における移住定住に係る戦略的広報宣伝業務を行う事業者の公募による選定に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2. 業務の概要

#### (1) 業務名

武雄市移住定住に係る戦略的広報宣伝業務委託

#### (2) 業務受託者選定の目的

武雄市の移住定住を推し進め関係人口を創出し、移住定住人口を増加させることで、『西九州のハブ都市』を実現するために、実施計画（基本方針、コンセプト、事業計画及びスケジュール、実施体制等）を策定し、それに基づいた一貫性のある広報宣伝・情報発信が必要であると考えている。

この業務を計画的・効果的に進めるため、高度な企画力や創造力、豊富な実践経験や専門的な知識を有する人材が必要と判断し、総合的知見からプロポーザル方式により業務受託者を選定するものとする。

#### (3) 業務の内容

別紙「武雄市移住定住に係る戦略的広報宣伝業務委託仕様書」のとおりとする。

#### (4) 履行期間

締結の日から令和6年3月22日まで

#### (5) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む）

6, 130, 000円以内

上記額は契約時の予定価格を示すものではなく、本件の企画提案の規模を示すものである。提案上限額を超える見積額で提案した者は失格とする。

### 3. 参加資格

参加資格を有する者は、参加表明時において、次に掲げる要件すべてに該当する事業者とする。

- (1) 令和5年度及び令和6年度入札参加資格審査申請書を武雄市に提出し、登録されていること。入札参加資格については、物品・製造・庁舎維持管理業務委託等に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 武雄市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領（平成23年訓令第3号）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けたものを除く。

#### 4. 参加手続きのスケジュール

実施要領等の交付	令和5年5月23日（火）から
質問書の受付締切り	令和5年5月30日（火）17時まで
質問書への回答	令和5年6月2日（金）
参加表明書等の受付締切り	令和5年6月7日（水）17時まで
参加資格確認結果通知	令和5年6月12日（月）
企画提案書類の受付締切り	令和5年6月22日（木）17時まで
第一次審査（書類審査）※（注1）	令和5年6月23日（金）
第一次審査結果通知	令和5年6月26日（月）
第二次審査（プレゼンテーション）	令和5年6月28日（水）
第二次審査結果通知（優先交渉権者決定）	令和5年6月30日（金）
契約締結	令和5年7月上旬

※（注1）参加者数が5を超える場合は、提案書の締め切り後、事業者選定に関する委員会を開催し、書類選考により第二次審査（プレゼンテーション）の対象者を絞り込むことがある。その場合、結果については、電子メールによる文書での通知を行い、公開はしない。

#### 5. 参加手続き

##### （1）実施要領等の交付

交付開始日	令和5年5月23日（火）から
交付資料	①武雄市移住定住に係る戦略的広報宣伝業務委託公募型プロポーザル実施要領（本書） ②武雄市移住定住に係る戦略的広報宣伝業務委託仕様書 ③質問書（様式1） ④参加表明書（様式2） ⑤企画提案書かがみ（様式3） ⑥評価基準
入手方法	武雄市公式 Web サイト「たけおポータル」からダウンロードするものとする。

##### （2）質問書への受付及び回答

本プロポーザルに関する質疑は、次のとおり、質問書（様式1）を提出して行うものとする。

受付期間	令和5年5月23日（火）から令和5年5月30日（火）17時まで
提出方法	電子メールにより、ハブ都市・新幹線課のメールアドレスまで送付すること。電話による電子メールの受理確認を行っても差し支えない。 メールアドレス hub@city.takeo.lg.jp 電話番号 0954-23-9160
回答方法	質問に対する回答は、一括して質問回答書として取りまとめ、参加表明者全員に電子メールにて送付する。

(3) 参加表明書等の受付及び参加資格確認結果通知

受付期間	令和5年5月23日（火）から令和5年6月7日（水）17時まで
提出先	〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10 武雄市 営業部 ハブ都市・新幹線課
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期限までに必着とする。
提出書類 (各1部)	①参加表明書（様式2） ②企業概要（任意様式） 経営方針、事業内容、従業員数等の記載があれば、パンフレットでも可 ③同種・類似事業の実績が分かる書類（任意様式）
結果通知	令和5年6月12日（月）
通知方法	電子メール

(4) 企画提案書類の受付

受付期間	令和5年6月22日（木）17時まで
提出先	〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10 武雄市 営業部 ハブ都市・新幹線課
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期限までに必着とする。
提出書類 ①は1部 ②③は 正本1部 副本8部	①企画提案書かがみ（様式3）※代表者印を押印すること ②経費見積書・見積内訳書（任意様式） ③企画提案書（任意様式） <b>【企画提案書】</b> 「武雄市移住定住に係る戦略的広報宣伝業務委託仕様書」に記載する内容を反映させた企画提案とすること。なお、様式は任意とするが、A4サイズ（縦・横は自由。）で作成すること。資料等でA3サイズの資料を添付する場合はA4サイズに折り畳んで綴り込むこと。 文字サイズは10.5pt以上とすること。

(5) 第一次審査（書類審査）及び第一次審査結果の通知

審査日程	令和5年6月23日（金） ※参加者数が5を超える場合に、書類選考により第二次審査（プレゼンテーション）の対象者を絞り込むことがある
審査内容	書類審査
審査者	選定は、「武雄市移住定住に係る戦略的広報宣伝業務委託候補者選定委員会」が行い、構成員は以下の通りとする。 ・移住定住に係る有識者 3名

	・武雄市職員 2名
結果通知	令和5年6月26日(月)
通知方法	電子メール

(6) 第二次審査(プレゼンテーション)及び第二次審査結果の通知

審査日程	令和5年6月28日(水)
審査方法	オンラインによる2次審査を行う。提出した企画提案書類に沿った説明を行うこと。 時間等の詳細については別途通知する。 1事業者あたりの所要時間はおおむね30分程度(プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度)とする。 選定委員会は非公開で行う。
審査内容	① 提案内容の着眼点、創造性、妥当性及び実現性、業務の理解度と取組意欲 ② 業務実績及び体制づくり ③ 業務実施に要する経費 ※詳細は別紙「評価基準」にてご確認ください。
審査者	選定は、「武雄市移住定住に係る戦略的広報宣伝業務委託候補者選定委員会」が行い、構成員は以下の通りとする。 ・移住定住に係る有識者 3名 ・武雄市職員 2名
受託者の選定	選定委員会において、優れた提案の順に優先順位をつけたうえで、最も優れた提案者が優先交渉権を得るものとする。 契約については、優先交渉権を得た提案者と協議のうえ締結することとし、協議がまとまらない場合は優先順位の次点の提案者と協議を行う。
結果通知	令和5年6月30日(金)
通知方法	電子メールにて第二次審査を受けた者全員に通知する。 優先交渉権者については、武雄市公式 Web サイト「たけおポータル」で公表する。
評価結果の説明	第二次審査(プレゼンテーション)参加者は、評価結果について通知日から起算して5日以内(武雄市の閉庁日を除く。)にハブ都市・新幹線課に説明を求めることができる。

6. 失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない提案。
- (2) 参加表明書に記載された者以外の者が行った提案。

- (3) 実施要領等において示した条件等を満たさない提案。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたもの。
- (5) 選定結果に影響を与えるような不正な行為を行ったもの。
- (6) 契約候補者の決定から契約締結までの間に、契約候補者の経営事業等の変化により、業務の履行が困難であると市長が判断したとき。

## 7. その他

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。ただし、提案書の著作権はそれぞれの提案者に帰属するものとする。また、武雄市はこの書類を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- (3) 本プロポーザルに係る情報開示請求があった場合は、武雄市情報公開条例に基づき提案書類等を公開する場合がある。
- (4) 提出期限後の提出、差し替え等は認めない。
- (5) 提案書提出時に発生した汚損・破損等については、武雄市は、一切の責任を持たない。
- (6) 提案者が1者であっても本プロポーザルは実施し、審査の結果業務を適切に実施できると判断された場合には、当該提案者を優先交渉権者とする。
- (7) 提案書等を提出しなかった者は、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けることはないものとする。
- (8) 優先交渉権者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定したものであり、地方自治法及び同法施行令に基づく契約手続きの完了までは、武雄市との契約関係を生じるものではない。
- (9) 契約締結にあたっては、選定された提案書等をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、当初予定の業務内容、規模及び金額等について、双方確認の上、変更する場合がある。
- (10) 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。但し、武雄市財務規則第120条の契約保証金の減免に該当するものは、納付を免除する。
- (11) 参考となる情報及び資料については佐賀県武雄市移住支援サイト「たけおグッドライフ」にて確認することとする。

## 8. 問い合わせ先

武雄市 営業部ハブ都市・新幹線課

住 所：〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和 12 番地 10

電話番号：0954-23-9160

Eメール：hub@city.takeo.lg.jp